R2.6.17

資料１-2

都道府県認知症施策推進計画について

1. 前提

・現在、国会審議中の認知症基本法案において、「都道府県認知症施策推進計画」の作成が都道府県の努力義務として定められている。

・府においては、２月議会で「国計画が定められたら、すみやかに策定をすすめる」と知事答弁をしたところ。

1. 今後の方向性　※R2.6.17時点

・昨年６月に提示された認知症施策推進大綱において示された取組みやKPIの大半が高齢室所管のものであり、大部分が高齢者計画の記載内容と重複することから、「高齢者計画」と「認知症施策推進計画」を一体的に作成していく。

・また、介護保険事業支援計画の国指針において、大綱で示された５つの柱が明記される予定。

・法成立の見通しがたたないが、府は国に先立って今年度に「大阪府認知症施策推進計画」を作成していく。（京都府等は、既に独自の認知症計画を作成している）

・認知症計画策定に伴い、家族の会や専門家等を臨時委員として計推審委員に追加する予定。